第4202号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固気併用式以外のもの）（体重が15キログラム以上40キログラム未満の小児用）	小児型	〃	布地、締め具の材質、バックル及びファスナーを変更
第4488号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固気併用式以外のもの）	ＮＱＫ－10型	第2696号に同じ	
第5133号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固気併用式以外のもの）（体重が15キログラム未満の小児用）	幼児型	〃	布地及びバックルを変更

○北陸地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十三日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　十日町都市計画道路事業三・五・十二号本町東線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月十三日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県十日町市字田川及び新座地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

答弁書受領

八月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉村洋文提出技術的制限手段に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出ミッキーマウスの著作権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ＴＰＰ交渉に対する政府の認識及び見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出政府が設置する諮問機関に係る構成メンバーに関する再質問に対する答弁書

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員田邊誠君が去る七月二日死去されたので、八月十一日、本院は次の弔詞を贈った。

元日本社会党中央執行委員長前衆議院議員従三位勲一等田邊誠君は多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰されました　君は　終始政党政治の推進に力をいたし議会制民主政治の発展に貢献されました　その功績はまことに偉大であります

衆議院は　君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

参議院

議案送付（予備審査）

八月十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

会社法の一部を改正する法律案（大久保勉外十一名発議）

質問主意書提出

八月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

行政文書の管理に関する質問主意書（浜野喜史提出）（第二三五号）

サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問主意書（大久保勉提出）（第二三六号）

物価安定目標における消費者物価指数に関する質問主意書（大久保勉提出）（第二三七号）

日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問主意書（大久保勉提出）（第二三八号）

答弁書受領

八月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石上俊雄提出誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問に対する答弁書（第二二二号）

参議院議員牧山ひろえ提出自動車整備に係る諸問題に関する質問に対する答弁書（第二二三号）

参議院議員藤末健三提出自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する再質問に対する答弁書（第二二四号）

参議院議員藤末健三提出集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された案件に関する質問に対する答弁書（第二二五号）

参議院議員藤末健三提出切れ目のない安全保障法制の整備に関する質問に対する答弁書（第二二六号）

参議院議員藤末健三提出中国の台頭と国防費の増加への対応に関する質問に対する答弁書（第二二七号）

参議院議員藤末健三提出米軍等の部隊の武器等防護に関する質問に対する答弁書（第二二八号）

参議院議員薬師寺みちよ提出感染症の感染拡大時における危機管理に関する質問に対する答弁書（第二二九号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月五日）

（高知地方裁判所判事兼高知家庭裁判所判事・高知簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　朝山　芳史

兼官を免ずる（八月六日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

特命全権大使　手塚　義雅

同　梨田　和也

願に依り本官を免ずる（各通）（以上八月七日）

○財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上八月八日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上八月十日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　井上　孝之

岡山地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（八月七日）